

平成 28 年 9 月定例会

平成 28 年 9 月 16 日

開会時間：午後 3 時 30 分

○事務局長

ご起立ください。 礼。 ご着席ください。

○議 長

平成 28 年、池田町議会 9 月定例会の本会議を開会します。ただ今の出席議員は 7 名全員であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりであります。

日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 112 条の規定により、1 番 宇野 邦弘君、8 番、森田 稔君の両名を指名します。

日程第 2

議案第 57 号、議案第 60 号、議案第 61 号、議案第 62 号、議案第 63 号

日程第 3

議案第 57 号、議案第 58 号、議案第 59 号、 議案第 63 号

以上、9 件、7 議案を一括議題とします。

ただ今、議題としました案件につきましては、9 月 14 日の本会議において、それぞれの常任委員会に付託してありますので、委員会の審議結果につき、各常任委員会委員長より報告を求めます。

総務厚生、常任委員会、委員長、飯田 拓見君

○飯田議員

(議長 飯田)

○議 長

飯田 拓見君

○飯田議員

総務厚生常任委員会審議結果を報告させていただきます。さる14日の本会議において、総務厚生常任委員会に付託を受けました案件の審議の経過及び結果についてご報告申し上げます。本委員会は15日委員会を開催し、付託を受けました各案件につきまして慎重に審議いたしました。結果、議案第57号 平成28年度池田町一般会計補正予算第3号 総務厚生常任委員会関係部門、議案第60号 平成28年度池田町介護保険特別会計補正予算 第2号、議案第61号 池田町町民栄誉賞条例の制定について、議案第62号 池田町病児病後児保育室設置条例の制定について、以上4件につきましては、いずれも原案の通り可決することに決した次第であります。なお、議案第63号 平成27年度池田町各会計歳入歳出決算の認定について、この件につきましても、決算書の通り認定することに決した次第であります。以上報告を終わります。

○議 長

文教経済、常任委員会、委員長、森田 稔君

○森田議員

(議長 森田)

○議 長

森田 稔君

○森田議員

文教経済常任委員会審査結果報告をさせていただきます。さる14日の本会議において、文教経済常任委員会に付託をうけました案件の審査の経過及び結果についてご報告を申し上げます。本委員会は14、15日の両日委員会を開催し、付託を受けました各案件について慎重に審査いたしました。議案第57号 平成28年度池田町一般会計補正予算第3号 文教経済常任委員会関係部門、議案第58号 平成28年度池田町簡易水道特別会計補正予算第2号、議案第59号 平成28年度池田町下水道事業特別会計補正予算第2号、以上3件につきましては、いずれも原案の通り可決することに決した次第であります。なお議案第63号 平成27年度池田町各会計歳入歳出決算の

認定については、この件につきましては決算書の通り認定することに決した次第であります。以上報告を終わります。

○議長

ただ今、各委員長より、所管ごとの報告がありました。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

それでは、議案第57号について討論を行います。討論ありませんか。

○宇野議員

はい、宇野邦弘

○議長

宇野邦弘君

○宇野議員

ただいまの両常任委員長の報告に対して、決算の認定には反対せざるを得ないという立場で発言いたします。最初に、昨年も触れましたけれども、決算の審査というのは既に決まったことではありますけれども、今後の予算編成の上でも本当に大事なことです。決算が通らなくても行政がストップすることはありません。本当に無駄遣いがないか、不合理がないか、検証する大事な機会が決算認定の機会であります。反対の理由、一つ、決算の事業費、商工観光債としての収入ですけれども、観光整備事業、観光協会運営事業費、町の駅運営事業費、池田屋運営事業費、まちUP いけだ経営基盤強化事業費、併せて8億4千330万円の借金による収入です。もちろん辺地債とか過疎債など7割8割は返さなくてもいい債権ではあります。こういう債権、私は必要だと思いますし、これが無駄だとは言っていない。問題は、こうした借金してでもやる一方で、そこで働いている人たちの人への投資、一般質問でも申し上げましたけれども、非正規、パートの方々への待遇改善、こういったところがきわめて不十分だという事です。非正規、パートさんの時給が750円以上800円以上という低いレベルの話、これで本当に投資に見合う意欲を持った働きができるかどうか、疑問だと思います。

反対せざるを得ない2つ目の理由、やっぱりしつこいんですが、300万円の予算の町長交際費、決算では使用額293万8270円、ほぼ使い切っています。議長をほめるわけではありませんが、議長交際費は予算では25万円、決算では9万4千750円。多くは残されています。不用額です。教育長は10万の交際費予算に対して、5万円の決算支出済み額です。それに比べてみ

でも、町を代表する、町長とは言えども、近隣市町村に比べても、あまりにもやはり多い。こうしたことを、きちっと見直していくことが必要ではないでしょうか。

こうしたことと対して、例えば、細かいんですが、教育委員会の雑入金として、収入の部で、小中学生の通学バス利用料25万9千円、なかよしこども園のバス利用料19万4千円。ただちに無料にできます。中でも、こども園の延長保育料、2千5百円の収入です。2千5百円、これなど取らなくてもいいのではないのでしょうか。子どもたちは池田の宝です。こういう所にこそ、町民の貴重な税金を注ぎ込む、国や県のからみ必要ないお金の使い方ができます。こうした点から見ても、やはり27年度、決算認定には反対せざるを得ません。今後の予算編成にも反映させることを願って討論といたします。ありがとうございました。

○議 長

他討論ありませんか。これで討論を終わります。

それでは、議案第57号について採決します。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。起立多数です。よって議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に議案第58号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第58号について採決します。議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。全員起立です。よって議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に議案第59号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第59号について採決します。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。全員起立です。よって議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に議案第60号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第60号について採決します。議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。全員起立です。よって議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に議案第61号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第61号について採決します。議案第61号を原案のとおり

決定することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。全員起立です。よって議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 62 号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めますこれで討論を終わります。

それでは、議案第 62 号について採決します。議案第 62 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。全員起立です。よって議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 63 号について討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第 63 号について採決します。議案第 63 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。起立多数です。よって議案第 63 号は原案のとおり認定されました。

日程第 4

請願第 1 号 臨時国会で TPP 協定を批准(ひじゅん)しないことを求める請願についてを議題といたします。請願第 1 号は、文教経済常任委員会に、審査を付託してありますので、常任委員長の報告を求めます。

○森田議員
(議長 森田)

○議長
森田 稔 君

○森田議員
文教経済常任委員会に付託を受けました請願についてご報告を申し上げます。さる 14 日の本会議において文教経済常任委員会に付託を受けました請願書の審査の経過及び結果でございます。本委員会は 14 日に委員会を開催し、付託を受けました請願について慎重に審査いたしました。請願第 1 号 臨時国会で TPP 協定を批准しないことを求める請願についてという事で、この案件について審査いたしました。結果 TPP の影響に関する国民の不安や懸念があることも承知しておりますが、TPP 協定の詳細が明示されておらず、判断材料に乏しい状況にあつて、議会としても明確な判断ができないため、今後の状況を注視し、今回は不採択とした次第であります。以上報告を終わります。

○議長

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。

これより、請願第1号について討論を行います。討論ありませんか。

○宇野議員

はい、宇野邦弘。

○議長

宇野邦弘君

○宇野議員

ただいまの委員長報告では、国民の中に疑問があることは承知している。しかし、TPPの中身に対する判断材料が乏しいという話でありましたけれども、今はっきりわかっている点でも、米など重要農産物は174品目で関税を撤廃。関税を残しても、特別輸入額の導入や、関税の大幅削減の方向がはっきりしています。重要農産物は例外とした国会決議に明白に違反します。重要農産物以外にも野菜や果物、林、水産物では、ほとんどの関税が撤廃されて農林水産品全体の撤廃率は8割を超えるという事ははっきりしています。福井県の試算でも米は15億円の被害をこうむるといふ。TPP協定には締結国は順次関税を撤廃すると明記されています。例外を確保したと安倍首相は言いますがけれども、まさに関税全廃のルールに乗ることにほかなりません。外国産との競争に投げ出されて、ごく一部の産地や品目、経営を除けばなりたなくなるのは必至です。TPPの影響は経済や暮らしの広い分野にも及びます。アメリカとの事前交渉でBSE検査の緩和や、保険市場の開放など受け入れ、TPPの本交渉では遺伝子組み換え商品の貿易拡大促進、医薬品価格の決定に製薬企業の意見を反映させるなど、譲歩を重ねています。問題なのは、ISD条項。外国企業が進出先の政府の施策で損害を受けたら訴えることができる、こういう仕組みまでTPP協定では導入されています。それもはっきりしています。農業のみならず、地域の経済、日本の経済をまさにズタズタにするTPP協定、今アメリカの2人の大統領候補もTPP協定批准しない、こういう旨を語っています。是非、国の問題だからという事で、曖昧にせずに、やっばこう、池田の地域を守るという点からも、こうした意見を大いにあげていくことを求めて委員長、請願採択を改めて求めて討論といたします。

○議長

他に討論ありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、請願第1号について採決します。請願第1号を採択することに、賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。起立少数です。よって、請願第1号は不採択と決定されました。

日程第5

議案第64号 財産の処分についてを議題とします。議案の朗読を省略します。町長より提案理由の説明を求めます。

○町 長
(議長、町長、杉本)

○議 長
町長、杉本君

○町 長
ただいま、議題となりました、議案第64号 財産の処分につきましては、足羽川ダム建設により、水没区域となる、千代谷の林業者体育館の取り壊しについて、監督官庁との協議が整いましたので、地方自治法、及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。何卒ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。おはかりいたします。議案第64号についてを、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。全員起立です。よって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

議案第65号 工事請負契約の締結についてを議題とします。議案の朗読を省略します。町長より提案理由の説明を求めます。

○町 長
(議長、町長、杉本)

○議 長

町長、杉本君

○町 長

ただ今議題となりました、議題第 65 号 工事請負契約の締結につきまして、9月14日、3社の指名競争電子入札に付した、志津原地系の法面崩壊対策工事について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。その内容は、工事請負契約の金額5,929万2千円、うち取引に係る消費税の額は439万2千円をもって、池田町常安27-5-1株式会社 佐飛建設 代表取締役 佐飛 進 と契約締結いたそうとするものでございます。何卒、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。おはかりいたします。議案第 65 号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。全員起立です。よって、議案第 65 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7

議案第 66 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。事務局に、議案を朗読させます。

○事務局長

(議長、事務局長、森川)

○議 長

事務局長 森川君

○事務局長

議案第 66 号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。池田町固定資産評価審査委員会の委員に下記のものを選任したいので地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。住所 池田町菅生第 23 号 12 番地。氏名 山崎雅彦。生年月日 昭和 18 年 10 月 2 日。

平成28年9月16日提出。池田町長名です。

○議 長

町長より提案理由の説明を求めます。

○町 長

(議長、町長、杉本)

○議 長

町長、杉本君

○町 長

ただ今上程されました、議案第66号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、この9月30日をもって任期満了となります、現委員の池田町菅生第23号12番地の山崎雅彦氏を引き続きお願いいたしたく、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

山崎氏は、行政相談委員や地元区長も務められるなど経験豊かで、また、平成19年10月より本委員会の委員としてご尽力いただいております。何卒ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。おはかりいたします。議案第66号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。全員起立です。よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8

議案第67号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。事務局に、議案を朗読させます。

○事務局長

(議長、事務局長、森川)

○議 長
事務局長 森川君

○事務局長

議案第 67 号固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。池田町固定資産評価審査委員会の委員に下記のものを選任したいので地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。住所 池田町稲荷第 1 9 号 1 0 番地。氏名 小森保之。生年月日 昭和 2 0 年 1 月 2 5 日。平成 2 8 年 9 月 1 6 日提出。池田町長名です。

○議 長
町長より提案理由の説明を求めます。

○町 長
(議長、町長、杉本)

○議 長
町長、杉本君

○町 長

ただ今上程されました、議案第 67 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、9 月 3 0 日をもって任期満了となります、現委員の池田町稲荷第 1 9 号 1 0 番地の小森保之氏を引き続き選任いたしたく、地方税法の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

小森氏は行政経験も長く、地区区長も務められるとともに、平成 1 9 年 1 0 月より本委員としてご尽力いただいております。何卒よろしくご同意承りますようお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。おはかりいたします。議案第 67 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき、同意を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。全員起立です。よって議案第 67 号は原案のとおり同意することに決定いたします。

した。

日程第9

議案第68号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを、議題といたします。事務局に議案を朗読させます。

○事務局長

(議長、事務局長、森川)

○議長

事務局長 森川君

○議会事務局

議案第68号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。教育委員会の委員に下記のことを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求める。住所 池田町新保第2号4番地。氏名 佐藤秀行。生年月日 昭和30年10月28日。平成28年9月16日提出。池田町長名です。

○議長

町長より提案理由の説明を求めます。

○町長

(議長、町長、杉本)

○議長

町長、杉本君

○町長

ただいま上程されました、議案第68号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつきましては、この10月16日をもって、任期を迎えられます、梅田紀壽氏が一身上の都合により委員を退任したいとのご意志でございますので、その後任に池田町新保第2号4番地の佐藤秀行氏を新たに教育委員会に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、学校教育のご経験も長く、また地区区長としても地域づくり活動に

尽力されていらっしゃると思います。教育委員として適任と考えるので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

また、この場をお借りいたしまして、今期を持って退任される梅田紀壽氏に御礼を申し上げたく存じます。梅田氏に置かれましては、3期12年間にわたり教育委員として学校教育、文化振興などに熱心なる尊いご助言やご尽力を賜りました。ここに深く敬意を表するとともに、心からお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。以上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。おはかりいたします。議案第68号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。ありがとうございます。全員起立です。よって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第10

議案第69号 教育委員会の委員の任命につき、同意を求めることについてを、議題といたします。事務局に、議案を朗読させます。

○事務局長

(議長、事務局長、森川)

○議長

事務局長 森川君

○事務局長

議案第69号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。教育委員会の委員に下記のを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求め。住所 池田町常安第17号5番地。氏名 佐飛正美。生年月日 昭和30年5月11日。平成28年9月16日提出。池田町長名です。

○議長

町長より提案理由の説明を求めます。

○町 長
(議長、町長、杉本)

○議 長
町長、杉本君

○町 長

ただ今上程されました、議案第 69 号 教育委員会の委員に任命につき同意を求めることにつきましては、この 10 月 16 日をもって任期満了を迎える山越 克氏が一身上の都合により、委員の職を退任したいとのご意志でございますので、その後任に池田町常安第 17 号 5 番地の佐飛正美氏を新たに教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は学校教育の経験も長く、また、地域活動についても熱心な方でいらっしゃいます。教育委員として適任と考えますのでよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

また、この場をお借りいたしまして、今期を持って退任される山越 克氏に御礼を申し上げたく存じます。山越氏におかれましては、1 期 4 年間、教育委員として教育行政に尊いご指導、ご助言、ご尽力を頂いてまいりました。ここに深く敬意を表し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。以上よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。これより、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。おはかりいたします。議案第 69 号 教育委員会の委員の任命につき、同意を求めることについてを、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。全員起立です。よって、議案第 69 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 11

選挙管理委員の選挙についてを議題といたします。本件につきましては、選挙管理委員会より、地方自治法第 182 条第 8 項の規定にかかる、委員の選挙を行うべき理由が生じた旨の、通知を受けておりますので、これより選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票による方法と指名

推薦の方法がありますが、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、指名推薦により、行いたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、議長において、指名したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。ただ今より指名いたします。選挙管理委員に池田町東俣 60 の 30 の 1 佐々木良雄君。池田町稲荷 16 の 12 藤本小左衛門君。池田町寺谷 7 の 6 山本新治君。池田町水海 90 の 14 石丸雅弘君。以上の方を指名いたします。おはかりいたします。ただ今、議長において指名致しました方々を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました、佐々木良雄君、藤本小左衛門君、山本新治君、石丸雅弘君が、選挙管理委員に当選されました。

日程第 12

選挙管理委員補充員の選挙についてを議題と致します。本件につきましては、選挙管理委員会より、地方自治法第 182 条第 8 項の規定にかかる、補充員の選挙を行うべき理由が生じた旨の通知を受けておりますので、これより、選挙を行います。おはかりいたします。選挙の方法につきましては、投票による方法と、指名推薦の方法がありますが、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法につきましては、議長において、指名したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。おはかりいたします。選挙管理委員補充員の補充順序につきましては、議長の指名とする順番をもって、順序と決めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、補充員の補充順序は、指名の順番をもって、順序と定めることに決しました。ただ今より指名いたします。選挙管理委員補充員に 池田町定方9の11の1 内藤重美君、池田町松ヶ谷14の23 木下清一君、池田町志津原12の23 丸山敏一君、池田町新保12の16の2 平野政雄君。以上の方を指名いたします。おはかりいたします。ただ今、議長において指名致しました方々を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました、内藤重美君、木下清一君、丸山敏一君、平野政雄君が、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第13 発議第2号

北陸新幹線金沢・敦賀間開業後の特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書の提出についてを、議題と致します。事務局に、発議第2号を朗読させます。

○事務局長

(議長、事務局長、森川)

○議長

事務局長 森川君

○事務局長

発議第2号 北陸新幹線金沢・敦賀間開業後の特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書の提出について、上記の意見書を別紙のとおり地方自治法第112条及び池田町議会会議規則第14条の規定により提出し

ます。平成28年9月16日提出。池田町議会議長 佐野和彦様。提出者 池田町議会議員 飯田拓見。賛成者 池田町議会議員 岩崎昭一。同じく和田義則。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣官房長官。提出理由 北陸新幹線事業を取り巻く状況の変化に対応するため、金沢敦賀間開業後も福井駅まで特急サンダーバード、しらさぎの存続を求める為、地方自治法第99条の規定により関係機関に対し意見書を提出。以上です。

○議長

本案について、提案理由の説明を求めます。

○飯田議員

(議長、飯田)

○議長

飯田拓見君

○飯田議員

発議第2号 北陸新幹線金沢・敦賀間開業後の特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書の提出についてご説明申し上げます。北陸新幹線は高速交通体系の柱としての日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に必要な不可欠な国家プロジェクトであるとの対局見地から、新幹線整備事業とともに、デメリットとなる平行在来線の経営分離についても本町議会として一定の理解を示して参りました。しかし、金沢・敦賀間開業3年前倒しが決定した反面、認可当初の計画であったフリーゲージトレインの車両開発の遅延など、その実現性が危ぶまれております、さらに現在敦賀駅での在来線との乗り換えについて検討が進められておりますが、敦賀駅に併設される新幹線駅と、在来線駅舎との距離が離れていることから、利便性の上で問題が指摘されております。そこで鉄道利用者のため、敦賀駅よりも乗換利便性が高い福井駅を乗換え拠点と位置付けて、北陸地方と関西中京圏を結ぶべきと考えます。こうした現状に鑑み、関西中京圏との利便性を確保するため、北陸新幹線事業を取り巻く状況の変化に対応するため、金沢・敦賀間開業後も福井駅まで特急「サンダーバード」「しらさぎ」を存続させることを強く要望するものでございます。妥当なる決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって、質疑を

終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発議第2号 北陸新幹線金沢・敦賀間開業後の特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書の提出についてを採決致します。おはかりいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。町長より発言が求められていますので、これを許します。

○町 長
(議長、町長杉本)

○議 長
町長、杉本君

○町 長
3日間にわたりました9月定例議会が閉じられるにあたり、一言御礼を申し上げます。

初めに、本定例会、議員各位には、ご多忙の中を連日熱心なる慎重ご審議を頂き、先ほどは、全議案妥当とのご決議を賜りました。ここに深く敬意を表し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、審議の中で頂きましたご指導、ご助言につきましては、今後の事の執行に取り入れてまいり所存でございますので、引き続きご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

さて、池田町の秋から晩秋にかけては、多くの行事が計画されております。9月21日には敬老会、24日はエコキャンドル、10月9日には池田マラソン、そして10月16日には下地区においての町防災訓練が行われます。また、11月5日、6日は町民文化祭、12日、13日の両日には食の文化祭と多種多様な行事が毎週のごとく企画されております。また各地区での秋祭りも営まれます。いずれの催しも、天候に恵まれると同時に賑わうことを祈りたいと思っております。

結びに、秋の深まりに合わせて、寒さも加わってまいります。町民のみなさまにはご自愛をお願いいたしますとともに、豊かな秋の稔りを祈念いたし、本定例会お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○議長

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了しました。

(議長、立ってあいさつ)

9月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本定例会は、さる14日に開会以来、本日まで3日間にわたり、理事者より提案されました、各議案につきまして、本会議並びに委員会を通じ、慎重に御審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、心から深く感謝申し上げます。今後とも、議会運営につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます。なお、理事者におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議にご協力をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。また、会期中、議員各位からの質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、尊重していただき、町民の福祉向上のため、万全を期されるよう、お願いを申し上げます。最後になりますが、全国各地で台風や豪雨による災害が発生しております。町民の皆様には、日頃から災害への備えをお願いいたしますと共に、健康に留意されまして、益々のご活躍されることを、ご祈念申しあげまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

(議長、座る)

○議長

これにて、平成28年、池田町議会、9月定例会を閉会します。

○事務局長

ご起立ください。礼

閉会時間 午後4時20分

議長

署名議員

署名議員